

高齢者と人権

野村康治

社会福祉法人至心会理事長
(二財) 同和教育振興会講師

人権週間(12月4日～10日)にあたって、
今般のCOVID-19(新型コロナウイルス)
ルス)禍の中での高齢者における状況か
ら私たち念仏者の課題を共有化できれば
と思います。

高齢者を支える仕組み

国際的な高齢者の人権については、1
991年12月16日「高齢者のための国連
原則」が国連総会で決議・採択されてい

ます。自立・参加・ケア・自己実現・
尊厳を5原則^{*1}として、各国政府へ自国の
政策プログラムに組み入れるよう要請し
ました。また、翌年には1999年を国
際高齢者年と定めることが決議採択され
ました。

こうした状況の中、日本では高齢者
介護を社会全体で支えることをめざし、
2000年4月から介護保険制度が導入
されました。また、民法改正による成年
後見制度の実施や高齢者虐待防止に向け

た法律の施行^きなど、援護が必要な高齢者
への支援体制は拡充しています。さら
に、高齢者が自立した生活を送ることが
できるよう包括的な相談及び支援体制を
目的とした、地域支援事業(介護保険法
第百十五条の四十五)への取り組みもな
されています。

さて日本における介護に関する歴史を
みますと、律令制度の戸令「鰥寡条」^{かんかじょう}が
要援護者の範囲や私的扶養優先の原則、
世帯単位の原則などの最も古い法律だと
思われます。その儒教的思想は、今も国
の福祉諸法制に強い影響を残している
と思われます。

それは高齢者に関することであつて
も、私的扶養の優先や要援護対象の制限
性等を優先していたことがうかがえま
す。

鰥寡条では、要援護対象者を鰥寡、孤
独、貧窮、老疾の範囲に属する者で、か
つ自活できない人を対象としています。
鰥とは61歳以上で妻のいない者、寡と

▶執筆者プロフィール



野村 康治
のむら こうじ

【略歴】

1959年生まれ。

龍谷大学文学部仏教学科真宗学専攻卒業

〔本願寺関係〕

大阪教区中島東組瑞松寺住職

本願寺派布教使

仏教婦人会総連盟講師

ビハーラ推進委員

（一財）同和教育振興会講師

〔福祉関係〕

社会福祉法人至心会理事長

淡路老人介護福祉施設ビハーラ施設長

東淀川区施設連絡協議会副委員長

は50歳以上で夫のいない者、孤は16歳以下で父のいない者、独は61歳以上で子のない者、貧窮は財貨に困窮している者、老は61歳以上の者、疾は傷病・障害のある者を指し、律令制度下では、要援護ないし要救済対象は、この範囲で取り組まれたようです。

そして援護の実施責任は、まず近親者によるものであり、それが不可能な場合は地方行政に委ねるとするものでありました。

現行の日本国憲法が制定され、基本的人権に生存権が明記され、介護保険法が

浸透する中でも高齢者に対する私的扶養や地域による共助を基本とする考え方は、本質的には変容することなく生き続けてきたように思われます。ですから高齢者の介護をもつばら家族、そのなかでも女性にまかせるあり方が長き慣例になっていました。このことが最近の介護でも問題があると考えられはじめています。

高齢者の多くは、住み慣れた地域や家庭で、健康で安心・安全な暮らしを望んでおられます。高齢者の人権は、自立（律）を基本とする日常生活の向上や、保健・医療・福祉サービスの総合的な推

進により保障されるものです。

ですから、多様な主体の参画による日常生活の支援体制には、地域に根ざした寺院活動も含まれます。これまでの寺院活動や組織としての取り組みも活かしつつ、社会参加ができる機会や世代間の交流を進め、高齢者自らが地域社会の発展に寄与できるような仕組みづくりが今後の寺院活動としても重要です。

コロナ禍の高齢者を

とりまく現状

高齢者問題は、法律上の年齢区分だけで考えられていくものではありません。特にひとり暮らしの方々については、注意をはらわれなければなりません。3月には訪問介護事業者に対して、独居の方については、熱発があっても訪問介護を継続するように通達が出されました。しかしながら、防護服が十分でない状況では非常に厳しい事でありました。今も介

護用手袋は不足しておりますし、品物によつては、この半年で3倍の価格になっています。

医療従事者については、報道でも随分慰労の言葉もかけられますが、在宅介護者への配慮は欠けていると思われま

す。ひとり暮らしで年齢を重ねられておられる方は、今回の事で外出を控えられると同時に地域事業なども中止が相次ぎ、外出機会が極端に減少しております。フレイル[※]については、すでに大きな問題となつてきています。実際、地域包括等への介護相談についても控えられている状態です。そのような中でもご命日のお勤めにあいたいとおっしゃる方々と僧侶はお会いします。その際、一言の言葉のかけ方にも十分な配慮が必要です。また、認知症などが原因でマスクをつけなければならぬ状況を認識できない高齢者が、地域から疎外されるような厳しい現実もあります。

入所施設についてはリモート面会が一

気に広がりました。遠方の方との面会については、良いところもあるように思われます。しかし、リモートでは補えない事があります。毎日のように面会され、食事をともにされていたご家族にとつては、大きなストレスになっています。

いのちの価値観

仏教では釈尊が出家以前に釈迦族の王子であつた頃、カピラ城の東西北の四門から城外に出遊し、老人・病人・死者・修行者に出会い、人生の四苦を観じて、出家を決意するに到つた「四門出遊」の物語があります。

わたしは裕福で、極めて快くあつたけれども、次のような思いが生じた。無知な凡夫は、自ら老いる存在であり、老いを免れないものであるのに、他人が老衰したのを見て、悩み、恥じ、嫌う。実際、自分のこと

を考えてみると、私もまた老ゆる存在であり、老いを免れ得ないのに、他人が老衰したのを見て、悩み、恥じ嫌うならば、これは私にとつてふさわしくないであろう、と

〔中阿含経〕117「柔軟経」

ここでは、老いゆく方を敬うことなく、若さを尊ぶ姿の愚かさも示されています。

介護保険法の中で生まれた「少子高齢化」という言葉は、老いゆくいのちより若きいのちを尊ぶ価値観が幅をきかせるようになりました。特に介護保険法が国会を通過した1997年当時は、65歳以上の高齢者より18歳以下の児童（児童福祉法）数が多かったため、14歳以下を子として計算され、高齢者の医療費負担を重くされました。

私たちは親鸞聖人の

おほよそ大信海を案ずれば、貴賤縊

ちよう」の法物ができ、即如ご門主は100日間ご本尊のある生活の尊さをお説きくださいました。ご親教では「次に、具体的なお願いを申します。まず、門信徒の方々のお住まいに、ご本尊お仏壇をそなえていただきたいということです。(中略)いわゆるご本家だけではなく、故郷を離れた方、ひとり住まいの学生の方にもご本尊を安置していただきたいのです。すべての方に、ご本尊の前で、いのちのあり方を顧み、その大切さを受け止めていただきたいのです。」とお示しくださいました。

本願寺境内には車椅子の押しやすい参道が作られましたし、聞法会館には、車椅子対応室ができました。ユニバーサルデザインの自動販売機も設置されました。

ご法座にあつては、御影堂で盲導犬と一緒に点字の「正信偈」本で参拝くださるお姿にかせていただきました。人権は常に進化していきます。手話通訳・要

約筆記にウェブ配信など、立ち止まることなくいかに柔らかく対応できるかも教団としては問われています。

阪神・淡路大震災、中越地震を経て、東日本大震災(2011年)時には、ただちに2000幅を超えるご本尊が被災地に、仮設住宅に届けられ安心してお念仏申すことのできる場ができました。

現に全国で地域に根ざした施設や寺院活動のなかで、「念仏者の生き方」を実践されている方々が多くおられることを本願寺新報などからの発信に知らされま

す。ご門主は「念仏者の生き方」のなかで、「たとえ、それらが仏さまの真似事まねごとといわれようとも、ありのままの真実に教え導かれて、そのように志して生きる人間に育てられるのです。(中略)しかし、それでも仏法を依りどころとして生きていくことで、私たちは他者の喜びを自らの喜びとし、他者の苦しみを自らの苦しみとするなど、少しでも仏さまのお心に

かなう生き方を目指し、精一杯努力させていただく人間になるのです」とお示しくださいました。

ふりかえてみると、釈尊の時代から日本の浄土教に至るまで、仏教徒が病人をあたたかく看取り、看取りを縁として、自己自身の人生を見つめ直し、皆ともに助けあつて、死を超えたまことの仏法を求めました。

龍樹菩薩が阿練若の法で

『十住毘婆沙論』十六卷 解頭陀品

第三十二

問いて曰わく、何の因縁あつての故に塔寺に來至や。

答えて曰わく、

一には病人に供給する、

二には病の爲めに医薬の具を求め

る、

三には病者の爲めに看病人を求め

る、

四には病者の爲法を説く、

五には余の比丘のために法を説く、

六には法を聴いて教化する、

〔新国訳大藏經 十住毘婆沙論Ⅱ〕

瓜生津隆真訳

と寺院のあり方と寺内に居る者の姿勢を示されています。

親鸞聖人は、実際に門弟の臨終を看取り、先立つたご門弟の往生について看取られた方々に対するお手紙を残してくださっておられます。幼き頃より最晩年に至るまで、戦禍と天災・疫病が蔓延する現実に生きたられた親鸞聖人の一言ひとことに聞き続けてまいりたいと思います。浄土真宗のみ教えを今の自身の生きる力にしている者にとって、今後の念仏相続のなかで、それぞれの現実に問うていくことが大切な営みとなりましょう。SDGs(持続可能な開発目標)では、2030年までに達成すべき17の目標を達成し、「誰も置き去りにしない」社

会をつくることをゴールに掲げています。この度の事を通して私たちは、本当のご報謝の日暮らしを考えていきたいことです。

*1 <https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2003/zenbun/html/F2211100.html>

*2

【国連の主な動き】

1982年「高齢化に関する国際行動計画」採択

1991年「高齢者のための国連原則」採択

1999年「国際高齢者年」とすることを決議

【日本の主な動き】

1963年「老人福祉法」施行

1971年「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行

1983年「老人保健法」施行

1989年「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」策定

1994年「高齢者、身体障害者等

が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」施行
1995年「高齢社会対策基本法」施行

1997年「介護保険法」成立

2000年「介護保険制度」実施、「成年後見制度」実施

2006年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行

*3

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のこと。

参考・健康長寿ネット <https://www.tyoju.or.jp/net/byouki/frailty/about.html>